

路地状敷地における

一戸建て住宅の非常用進入口の取扱い

一戸建て住宅において、以下の条件を満たす場合は、令第 126 条の 6 及び令 126 条の 7 の非常用の進入口の設置、構造について、「道又は道に通ずる幅員 4m以上の通路その他の空地に面する」として解することとします。

- ① 道から非常用の進入口等までの延長 L が 20m以下であること
- ② 路地状部分の幅員 d が 2m以上であること
- ③ 地階を除く階数が 3 であること。
- ④ 非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む。）が道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。

